

中国知財セミナー

— 中国の間接侵害 司法解釈・最新事例・注意点 —

Dragon IP Group

拝啓 ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。毎々格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中国では、2016 年末から現在まで、知財訴訟における損害賠償額の高額化が進んでおり、ある統計によれば、2017 年度の北京知識産権法院における専利権侵害訴訟の平均損害賠償額が 2016 年度の 3 倍に達しており、それ以前の「出願件数を競う時代」から、すでに「権利活用の時代」に突入しているといえます。

2016 年 4 月 1 日に施行された『最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)』では、第 21 条において間接侵害に関する規定が設けられておりますが、現在までに、その施行後に出された、間接侵害に関する事柄を含む判決書がいくつか出されております。例えば、ソニー移動通信製品（中国）有限公司が当事者で北京市高級人民法院から出された民事判決書（(2017)京民終 454 号）などです。

現在の中国における「権利活用の時代」において、直接侵害についてだけでなく、間接侵害についての最新動向を十分に把握しておくことは、将来の中国における知財紛争に備えるという点において極めて重要であり、また、今後の中国における最善の出願戦略の実現などのためにも価値のあることではないかと考えられます。

そこで、本セミナーでは、Dragon IP Group の弁護士・訴訟弁理士から下記の内容を紹介させていただきます。

1. 上記司法解釈(二)の第 21 条第 1 項の解釈及びポイント
2. 間接侵害の最新事例の紹介
3. 間接侵害者を提訴する際の注意点

少人数制のセミナーですので、ご質問にきめ細かくお答えできるとともに、日ごろの業務で直面されているその他の中国知財に関する問題にもお答えすることができます。

つきましては、この機会に多数ご出席賜りますようご案内申し上げます。

敬具

記

【日時】

2018年5月30日（水） 日本時間 15:30-17:15（北京時間 14:30-16:15）

【会場】

[東京会場]

[銀龍專利東京事務所 \(Dragon IP 東京ブランチ\) 会議室](#)

(東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平 ビル7F)

[北京会場]

[北京銀龍知識産権代理有限公司 \(Dragon IP 北京本部\) 会議室](#)

(北京市海淀区西直門北大街 32 号院 楓藍国際中心 2 号棟 10 階)

【担当講師】

◇ [杜嘉璐 \(Jialu Du\)](#)

北京銀龍知識産権代理有限公司 (Dragon IP Group)

訴訟弁理士 法律部 副部長

大連理工大学 学士



◇ [張瑜 \(Yu Zhang\)](#)

北京慧龍律師事務所 (Dragon IP Group)

弁護士 パートナー

中国科学院 修士



【定員】

東京会場 7名

北京会場 7名

(原則先着順、最低施行人数は東京会場と北京会場をあわせて4名です)

【セミナーの形式】

両会場のテレビ会議システム (Polycom) をつなげて使用します。

講師は、北京会場から解説を行います。

【プログラム (日本時間)】

15:15～15:30 受付

15:30～16:45 中国の間接侵害 司法解釈・最新案例・注意点

16:45～17:15 質疑応答 (その後にその他の中国知財のご相談なども可能です)

【参加費】

無料

【本件に関するお問い合わせ先】

銀龍專利東京事務所 担当 李平

TEL : 03-5510-7878

FAX : 03-5510-7879

E-MAIL : jpdepartment@dragonip.com

以上